

2017年6月28日

瀧川ゼミ @6205

石原采果 二見友也 大畑亜莉紗

罰金刑の不公平性

I. 論点

年収が高い人と年収が低い人で罰金に対する負担感は異なる。

例えば年収300万円の人と年収1000万円の人では、同じ10万円でも重みが違う。

そこで、日本で日数罰金制度を導入することとする。

以下の式に基づいて、罰金が制定される。

「その人の1日の収入 $\times 1/2 \times 360$ 日を上限とする日数」

例えば、日本で最も罰金刑が多いスピード違反(道路交通法違反)では、10万円未満の罰金が多い。

しかし、当制度を導入すると、年収365万円の人

「 $365 \text{万円} \div 365 \times 1/2 \times 7 \text{日間}$ 」で3万5000円となる。

一方孫正義(年収93億9600万円)であれば

「 $93 \text{億} 9600 \text{万円} \div 365 \times 1/2 \times 7 \text{日間}$ 」で約9010万円となる。

あなたはこの制度に賛成か、反対か。

議論では、

「収入だけでなく、資産全体に着目すること」

「最低限の罰金額を用意することが必要である」

ことが指摘された。

II. 資料

(A) 罰金刑

1 罰金刑とは

罰金刑は刑法15条に定められており、最低1万円が科される。

第一五条 罰金は、一万円以上とする。ただし、これを減輕する場合においては、一万円未満に下げることができる。

また、罰金刑のほかの財産刑として、科料や没収がある。科料は罰金とは異なり、千円以上一万円未満である。また、科料には執行猶予はつかない。

2 罰金刑の長所

- (1) 軽微な犯罪や過失犯の処罰に適切
- (2) 金銭や物など、欲による犯罪に効果的
- (3) 法人に科することができる
- (4) 執行経費が安い

罪を犯した人をすべて刑務所にいれてしまうと、執行経費がかかりすぎる点で、罰金刑は有用である。

- (5) 国庫収入となる

例えば、平成 27 年度の法務省の一般会計報告によると、罰金は年間 506 億円にもものぼっている。

3 罰金刑の問題点

- (1) 物価の変動の影響を受けやすい
- (2) 自由刑に劣る
- (3) 他人が肩代わりする可能性
- (4) 対象者の経済状態により、負担が不平等となる

4 罰金刑を科される犯罪

罰金刑に処される犯罪は、刑法犯では傷害・窃盗・公務執行妨害・横領等、特別法では道路交通法違反・自動車運転死傷行為処罰法違反・脱税・銃刀法違反等が挙げられる。

これらはほぼ略式手続により罰金刑を科され、また大半は道路交通法違反・業務上過失致死傷罪が占めている。続いて窃盗・公務執行妨害・傷害などの件数が多くなっている。



* 道路交通法違反、保管場所法違反

** 過失運転致死傷、業務上過失致死傷、重過失致死傷、過失傷害

出典: 司法統計年報

5 罰金刑回収の現状

(1) 罰金刑の支払い

罰金刑は原則現金一括払いとなっている。しかし、検察庁に相談すると、罰金の分割払いが認められることもある。

罰金刑で科された罰金を払えない場合、財産に対しての強制執行や労役場への留置がある。

労役場では一定期間、一日五千円換算で留置され、軽作業をすることとなる。最長期間で二年間であり、5000円×730日以上の罰金が課された場合は、1日の時給を上げることもある。

司法の側からすると、労役も懲役と同じく完全な赤字経営であり、罰金を労役で返させたところで、利益どころか損失となるばかりである。こうした背景があることもふまえ、罰金の金額が高過ぎて一括払いが出来ない場合、検察庁としても労役をさせるより確実に罰金を回収したい立場なので、2・3回くらいであれば分割払いが認められるケースもある。

(2) 労役場留置者

2002年、道交法改正で罰金刑の上限が大幅に引き上げられたことや低所得者層が拡大したことなどから、近年、「罰金を支払うより、労役を選択する人」が急増している。

2001年に道路交通法違反で20万円以上の罰金に処せられた者の数は968人だったのに対し、2003年には約16万人に増加した。

その影響か、労役場留置になる者の数は増加しており、1989年に1454人だったのが、2005年には7355人まで急増した。現在は4799人まで落ち着いている。



法務省、2016、「矯正統計年報 2015年度版」参照

6 他国の罰金刑の現状

【中国】

中国では払いきれないほどの罰金刑が科されることもある。

中国・北京郊外の橋が 2011 年に崩落した事故で、北京の中級人民法院(地裁)は、制限重量を超過したトラックが崩落の原因だとしてこのトラックの運転手に罰金 270 万元(約 4480 万円)と禁錮 3 年の刑を言い渡した。この罰金額は、北京市民の平均年収 100 年分に相当する。下級審では 1560 万元(約 2 億 5900 万円)の罰金刑が言い渡されていた。

また、一人っ子政策により子供を産んだことに対して罰金を払う必要がある。一人っ子政策は緩和されつつあり、地方によっては差があるものの、住民 1 人当たりの年平均収入の 5~8 倍や 1 人当たりの収入の 3 倍に相当する罰金が科せられる。

【アメリカ】

アメリカの犯罪は重罪と軽罪に分けられる。重罪は死刑又は拘禁刑を科せられる罪で、殺人罪や傷害罪、窃盗罪など古くから犯罪とされてきた罪をいう。

軽罪は多くの場合罰金で済まされる。公衆の前での酔っ払い、食品衛生法規や医薬品安全法規の違反などが軽罪とされている。

以上の他に違反処罰という最も軽い罪もあり、例えば駐車違反とかゴミの公共場所への投棄のように軽い罰金刑しか科せられない。

【世界の罰金刑】

オーストラリア ケアンズ	横断歩道を赤信号で渡る	¥4,776
アメリカ ニュージャージー	歩きスマホ	¥9,321
アメリカ ハワイ	横断歩道以外の場所を渡る	¥14,256
ドバイ	電車の中で居眠りをする	¥8,957
アメリカ ルイジアナ	腰パン	¥5,435
シンガポール	街中でポイ捨て(初犯)	¥85,958

7 罰金刑に対する世論調査

十分な資力のある人と資力のない人がそれぞれ同じような罪を犯して罰金刑に処される場合、その罰金額をどのようにすべきだと考えるかを問う世論調査(平成 11 年 9 月調査)。

- (1) 同じような罪を犯したのだから、同じような罰金額にすべきである 31.0%
- (2) 十分にお金を持っている人と、あまりお金を持っていない人とで不公平にならないように、それぞれの資力を考えて、罰金額に差をつけるべきである 23.4%
- (3) 罰金額の大小、犯罪の性質や内容によるので、同じような罰金額にすべきかどうかは一概に言えない 38.5%

・前回の調査結果との比較 ③の割合が 34.2%から 38.5%に上昇

・性別による比較 男性は①、女性は③と回答した者の割合がそれぞれ高い

・年齢による比較 20 歳代は①、30・40 歳代は③と回答した者の割合がそれぞれ高い

(B) 貧困と犯罪

1 貧困の定義

住民税が非課税になる対象の世帯を貧困層とするなら以下の表のとおりであるが、一般的には年収 300 万円以下だと低所得と呼ばれる。

住民税が課税されない所得水準の目安（非課税限度額）

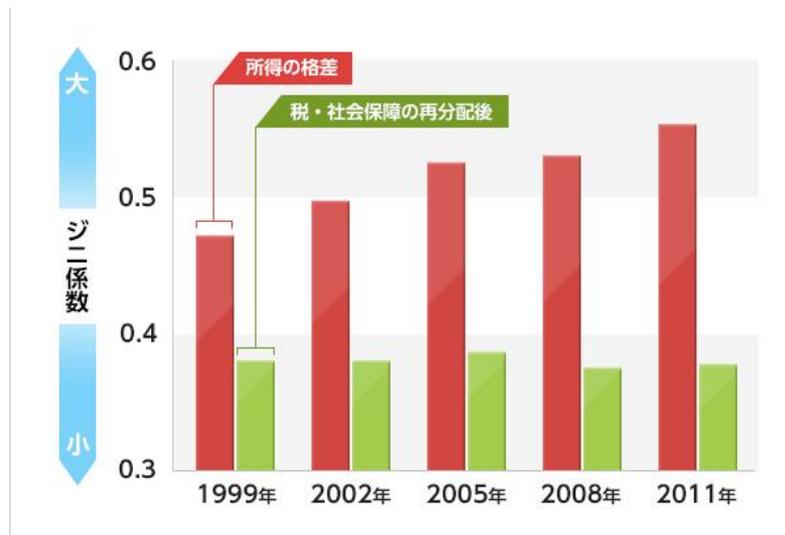
区分	給与収入ベース		区分	年金収入ベース
単身	100万円		単身(65歳以上)	155万円
夫婦(配偶者を扶養)	156万円		単身(65歳未満)	105万円
夫婦子1人 (配偶者と子1人を扶養)	205.7万円		夫婦(65歳以上) (65歳以上で配偶者を扶養)	211万円
夫婦子2人 (配偶者と子2人を扶養)	255.7万円		夫婦(65歳未満) (65歳未満で配偶者を扶養)	171.3万円

2 日本人の平均年収

性別賃金及び対前年増減率の推移

年	男女計		男性		女性	
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)
平成元年	241.8	4.3	276.1	4.4	166.3	3.9
2	254.7	5.3	290.5	5.2	175.0	5.2
3	266.3	4.6	303.8	4.6	184.4	5.4
4	275.2	3.3	313.5	3.2	192.8	4.6
5	281.1	2.1	319.9	2.0	197.0	2.2
6	288.4	2.6	327.4	2.3	203.0	3.0
7	291.3	1.0	330.0	0.8	206.2	1.6
8	295.6	1.5	334.0	1.2	209.6	1.6
9	298.9	1.1	337.0	0.9	212.7	1.5
10	299.1	0.1	336.4	-0.2	214.9	1.0
11	300.6	0.5	336.7	0.1	217.5	1.2
12	302.2	0.5	336.8	0.0	220.6	1.4
13	305.8	1.2	340.7	1.2	222.4	0.8
14	302.6	-1.0	336.2	-1.3	223.6	0.5
15	302.1	-0.2	335.5	-0.2	224.2	0.3
16	301.6	-0.2	333.9	-0.5	225.6	0.6
17	302.0	0.1	337.8	1.2	222.5	-1.4
18	301.8	-0.1	337.7	-0.0	222.6	0.0
19	301.1	-0.2	336.7	-0.3	225.2	1.2
20	299.1	-0.7	333.7	-0.9	226.1	0.4
21	294.5	-1.5	326.8	-2.1	228.0	0.8
22	296.2	0.6	328.3	0.5	227.6	-0.2
23	296.8	0.2	328.3	0.0	231.9	1.9
24	297.7	0.3	329.0	0.2	233.1	0.5
25	295.7	-0.7	326.0	-0.9	232.6	-0.2
平成 25 年						

年齢(歳)	42.0	42.8	40.4
勤続年数 (年)	11.9	13.3	9.1



所得格差(ジニ係数)の推移

厚生労働省の調査によれば、2011年の所得再分配調査の結果において所得格差を示す「ジニ係数」が過去最大となった。ジニ係数は数字が大きいほど所得格差が大きいことを示している。(ここでいう所得とは年金や医療といった社会保障による所得再分配を行う前の数字) 社会保障による所得再分配後のジニ係数はあまり変わっておらず、2005年との比較ではむしろ低下している。つまり、最終的な所得の格差は逆に縮小しており、日本はより平等になっている。

所得再分配前の格差が拡大した理由としては世帯収入が50万円未満という低所得者層の割合が大幅に増えた事が挙げられる。高収入の世帯は減少傾向にあるものの、それ以上に、年収50万円未満という世帯が増えたことで、全体としては格差が拡大する形となった。

(C) 罰金刑と公平性

刑罰の方法に求められる条件のひとつに、公平性が挙げられる。ここでは 2 種類の公平性および刑罰との関連性について記述する。

1 水平的公平性

水平的公平性とは、同種の犯罪を行った人に対する罰がそれぞれ公平になることが求められるというものである。しかし、ここでいう「公平」とはどのように実現すべきかが刑罰の方法を評価するうえで重要な問題点となる。

例えば、同じ罪を犯した大金持ちの A と貧しい B への刑罰として、同額の罰金を科すことが公平の実現になるか、それとも A と B の所有資産の差を考慮し罰金額を変えるのが公平なのか、という問いが発生する。

2 垂直的公平性

垂直的公平性とは、より重大な罪に対してはより重い罰を、より軽微な罪に対してはより軽い罰を科すことによって、犯罪と刑罰との間の均衡を実現することである。

前項の問いを加味して垂直的公平性の実現について考えると、仮に A と B の資産額の差を考慮し罰金額を変動させる(現行とは異なる)制度を採用した場合、窃盗とスピード違反では前者の方が重い罪であるにも関わらず、窃盗罪を犯した B に科せられる罰金より A のスピード違反に対する反則金の方が高額になる、というケースが起こり得る。

このように、垂直的公平性を確保しつつ水平的公平性を維持することは容易ではない。

(D) 量刑について

量刑とは、最も狭義の定義では、宣告刑における刑罰量を指す(吉岡、2005)。
財産刑においては、罰金の額や日数などを決定することである。

1 現在の日本における量刑上考慮される事由(川出・金、2012 より)

(1) 犯罪の情状に関する事情

犯行の動機、手段、方法、結果などがこれに当たる。

(2) 犯人の属性に関する事情

被告人の正確、生育歴、前科、反省の度合いが当たる。

(3) 犯行後の事情

被害者の処罰感情や被告人の捜査協力などの事実が当たる。

まず、(1)にもとづいて刑の大枠を決めた上で、その枠内で(2)、(3)などを考慮して、最終的な宣告刑を決める。

平成 27 年第一審における罰金・科料科刑状況(罪名別)

2-3-2-4表 第一審における罰金・科料科刑状況(罪名別)

(平成 27 年)

① 通常第一審

罪 名	総 数	罰 金							科 料
		100万円 以 上	100万円 未 満	50万円 未 満	30万円 未 満	20万円 未 満	10万円 未 満	5万円 未 満	
総 数	2,649	162	230	805	876	443	106	23	4
公務執行妨害	60	-	7	36	13	4	-	-	...
傷 害	475	-	26	131	180	123	13	1	1
過失傷害	106	3	38	37	9	17	1	1	-
窃 盗	741	-	8	250	443	38	-	2	...
公職選挙法	10	-	2	5	1	2	-	-	-
風営適正化法	18	6	8	4	-	-	-	-	...
銃 刀 法	68	-	-	2	25	40	-	1	...
道 交 違 反	259	1	30	90	23	13	85	16	1
自動車運転 死傷処罰法	105	5	31	38	16	15	-	-	...
そ の 他	807	147	80	212	166	191	7	2	2

② 簡式手続

罪 名	総 数	罰 金							科 料
		100万円	100万円 未 満	50万円 未 満	30万円 未 満	20万円 未 満	10万円 未 満	5万円 未 満	
総 数	275,226	502	16,941	56,094	25,488	27,183	112,221	34,743	2,054
過失運転 致死傷等	47,676	116	7,755	17,016	10,346	12,416	26	1	...
道 交 違 反	182,646	7	4,766	23,687	3,746	3,584	111,428	34,595	833
公務執行妨害	712	-	56	470	166	20	-	-	...
窃 盗	6,765	-	477	2,593	3,319	374	2	-	...
そ の 他	37,427	379	3,887	12,328	7,911	10,789	765	147	1,221

- 注 1 司法統計年報による。
 2 ①は、懲役・禁錮と併科されたものを除く。
 3 ①は、簡式手続から移行したものを含む。
 4 ①において、「傷害」は、刑法第2編第27章の罪をいい、傷害致死及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪を含まない。
 5 ①において、「過失傷害」は、刑法第2編第28章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪を含む。
 6 ②において、「過失運転致死傷等」は、自動車運転致死傷処罰法4条、6条3項及び4項に規定する罪を除く。

2 日数罰金制について

(1) 日数罰金制とは

日数罰金制とは、罪状によって、罰金の日数を決め、そのうえで、一日ごとの金額を、対象者の経済状態を考慮して決定する制度である(川出・金、2012)。

北欧諸国ではじまり、ドイツやフランスなどのヨーロッパ諸国で採用されている。

(2) 適用の具体例

【スウェーデン】

1932年に導入された。日数罰金は、三十日以上百五十日以下で定めなければならない。各々の日額は、被告人の収入、財産、扶養義務及びその他の経済的状況にてらして相当と判断されるところに従い、五十クローネ以上千クローネ以下の間の定額に定めなければならない。特別な理由がある場合には、日額を減額修正することができる。最低罰金額は、七百五十クローネとする。(1クローネ=約16円)

【フランス】

1983年に導入された。日々の賦課額は1000ユーロを超えてはならず、「被告人の資産と責任を考慮して」定める。日数は360日を超えてはいけないので、上限額は36万ユーロ(1ユーロ=160円として5760万円)である。2004年の日数罰金刑の宣告数は1995年の約4倍であり、他の刑と比べ増加が特に目立っている。

【ドイツ】

ドイツにおいても罰金刑が圧倒的に多い。日数罰金制は、日数と日額の2段階に分けて量刑を行い、両者を掛け合わせた金額が罰金額になるという制度であり、日数の量定においては、行為者の経済事情を原則として除いた、あらゆる量刑事情が考慮される。一方、日額の量定においては、行為者の一身上及び経済上の関係が考慮される。日額の高さは1日当たりの実所得により、資産も考慮されるのはごく稀である。限度額は最低1ユーロ、最高3万ユーロである。

3 日数罰金制度のメリット

通常の日本などにおける総額罰金制度では、罰金が受刑者の経済状態を考慮しないで科されるため、同一の刑罰においてもあるものには厳しく、あるものには罰としての意味をなさない。

また、現在の総額罰金制度において、支払えない人物に対する労役場留置は本来の罰金が持ち合わせている執行経費の安さのメリットを欠いている。

4 問題点～ドイツにおける犠牲平等原則より～

罰金刑は対象者に「犠牲」を与えるものである。ドイツでは、法益剥奪という「犠牲」を行為者に「平等」に科さなければならないことを定めた犠牲平等原則は、まず租税法において理論化され取り込まれた。「犠牲」の内容は①「同等に絶対的な犠牲」・②「同等に比例的な犠牲」・③「同等に限界的な犠牲」の3つに分類される。

①は所得や資産に拘らず、同じ絶対量の課税を通して与えられる不利益は各人にとって同じ絶対量であることに着目する考え方である。豊かな者も貧しい者も、同じ金額を支払えば同じサービスの給付が受けられることが通常なので、課税においても同じ税額の賦課が同等の犠牲になると解する。②は各個人の所得や資産に対して相対的なものとなるように犠牲を位置づけるものである。③は課税後に残る各個人の所得や資産の絶対量が同等のものになるよう犠牲を観念するものである。

以上は税制について述べられているが、罰金刑にも同様の考え方をあてはめることができる。現行の罰金刑では①の考え方が採用されており、一方の日数罰金制は②が採用されているといえる。ここで、②「同等に比例的な犠牲」を「平等」ととらえる考えを重視することによって、個々人にとっては価値が違ってもお金持ちと貧しい人の10万円は市場では同じ価値をもつにも関わらず、同一犯罪に対して刑罰として科される金額が人によって異なるのは平等といえるのだろうか、という問題が生じる。

III. 参考文献

アディーレ法律事務所、「罰金刑を言い渡されたのですが、罰金を払えない場合はどうなるのですか?」、<http://www.adire-bengo.jp/faq/23.html> (2017年6月28日アクセス)。

岩井宜子、2014、「刑事政策」、尚学社。

AFPBB News、2013年、「中国の橋崩落、トラック運転手に年収100年分の罰金刑」、<http://www.afpbb.com/articles/-/3003769> (2017年6月18日アクセス)。

Erin Marquis、2015、「25km/h超過で1千万円なんてことも！ フィンランドでは富裕層ほど高額なスピード違反の罰金」、『Autoblog』、<http://jp.autoblog.com/2015/03/17/finland-charges-wealthy-speeder-103-000-in-fines/> (2017年6月28日アクセス)。

株式会社Agora、「ホントは労役なんかやめたい検察！ だけど労役希望者は急増中!」、<https://www.keijihiroba.com/punishment/labor-seekers.html> (2017年6月28日アクセス)。

警察庁、2008、「交付税及び譲与税配付金特別会計」、http://www.npa.go.jp/yosan/tokubetu/h20/tokubetu_info_h20.pdf (2017年6月28日アクセス)。

裁判所、2014、「司法統計」、
http://www.courts.go.jp/app/sihotokei_jp/list?page=80&filter%5Btype%5D=1&filter%5Bcategory%5D=2 (2017年6月20日アクセス)。

佐伯仁志、2009、「制裁論」、有斐閣。

坂田仁、1990、「スウェーデンにおける罰金制度の沿革：日数罰金を中心に」、『法學研究：法律・政治・社会』、Vol. 63、No. 4、20-68、
http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/download.php/AN00224504-19900428-0020.pdf?file_id=116966 (2017年6月28日アクセス)。

THE PAGE、2013年「日本の格差はなぜ広がったのか／「ジニ係数」が過去最大に」、<https://thepage.jp/detail/20131021-00000001-wordleaf> (2017年6月18日アクセス)。

瀧川裕英、2016、『問いかける法哲学』法律文化社。

トリップアドバイザーのインフォグラフィックスで世界の旅が見える、「知らなかったでは済まされない!!世界の罰金刑」、<http://tg.tripadvisor.jp/penalty/> (2017年6月18日アクセス)。

内閣府大臣官房政府広報室、2012、「基本的法制度に関する世論調査」、
<http://survey.gov-online.go.jp/h11/houseido/2-4.html> (2017年6月13日アクセス)。

永田憲史、2013、『財産的刑事制裁の研究 主に罰金刑と被害弁償命令に焦点を当てて』
関西大学出版部。

永田憲史、2007、「罰金刑の量定（二・完）」、『關西大學法學論集』、57(3)、55-104、
<http://hdl.handle.net/10112/1535>(2017年6月28日アクセス)。

newsclip、2013年「中国：「1人っ子政策」違反の罰金額、昆明は最高700万円」、
<http://www.newsclip.be/article/2013/12/09/20024.html>(2017年6月18日アクセス)。

babel-edu、「[Criminal Law アメリカ刑法](#)」、
<http://www.babel-edu.jp/pst-tnls/sample/us-criminal/lecture/01/criminal01text.pdf>
(2017年6月18日アクセス)。

法務省、「刑事事件フローチャート」、
http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji09.html(2017年6月28日アクセス)。

法務省、2008、「第2編/第4章/第2節/10 労役場留置者」、『犯罪白書』、
http://hakusyol.moj.go.jp/jp/55/nfm/n_55_2_2_4_2_10.html(2017年6月28日アクセス)。

法務省、2015、「平成27年度法務省（現金収入）一般会計歳入予算概算見積書」、
<http://www.moj.go.jp/content/001126956.pdf>(2017年6月28日アクセス)。

法務省、2016、「第2編/第3章/第2節/2 科刑状況」、『犯罪白書』、
http://hakusyol.moj.go.jp/jp/63/nfm/n63_2_5_1_2_1.html(2017年6月28日アクセス)。

宮澤浩一、1976、「日数罰金制の意義と現実：西ドイツの新刑法典を中心にして」、
http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/download.php/AN00224504-19760115-0061.pdf?file_id=123342(2017年6月28日アクセス)。

森炎、2011、「量刑相場-法の番人たちの暗黙ルール-」、幻冬舎新書。

刑事事件弁護士相談広場、「罰金刑は現金一括払い～判決の種類～」、
<https://www.keijihiroba.com/criminal-trial/fine.html>(2017年6月18日アクセス)。

厚生労働省、「[確認じゃ！臨時福祉給付金（経済対策分）支給要件](#)」、
<http://www.2.kyufu.jp/youken.html>(2017年6月18日アクセス)。

厚生労働省、「平成25年賃金構造基本統計調査（全国）結果の概況」、
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2013/dl/01.pdf>
(2017年6月18日アクセス)。